Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年11月29日四 国 地 方 整 備 局中村河川国道事務所

四万十川の河川内に繁茂する樹木等の公募伐採 希望者募集 自分で切って、持ち帰って、自由に使おう

河川区域内に繁茂している樹木は、洪水時に流れを悪くしたり、流された樹木等は河川管理施設に支障をきたします。

そこで、河川景観、環境に配慮し、適正な樹木管理を行う為にも、河川内の樹木等の 伐採を希望する方(企業・団体・個人)を募集します。地域にとって有用な材となる樹 木等を採取していただくことで、国の河川管理課にも寄与するものです。

多数のご応募をお待ちしております。

1) 伐採•採取場所

四万十市鍋島地先 四万十川左岸高水敷

(別添一1参照)

四万十市角崎地先 四万十川左岸高水敷

(別添一2参照)

四万十市山路地先 四万十川右岸高水敷

(別添一2参照)

※応募者多数の場合は区画内で分割調整または抽選を行います。

2) 採取条件等

別添の応募要項のとおり

3) 応募期間

令和3年11月29日 ~ 令和3年12月13日

4) 伐採•採取期間

令和4年 1月 4日 ~ 令和4年 3月25日

5) 応募方法

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、Eメールまたは持参ください。

お問い合わせ先 〒787-0015 高知県四万十市右山2033-14

四国地方整備局 中村河川国道事務所 TEL: 0880-34-7309 (河川管理課直通)

FAX: 0880-34-2674 (河川管理課直通)

E-mail: skr-nakama52@mlit.go.jp

副所長(河川) 闘林 福好

〇 河川管理課長 小原 一幸 (内線331)

※本施策は、「四国圏広域地方計画」南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への 「支国」防災カ向上プロジェクトの取組に関連します。

四万十川の河川内に繁茂する樹木等の公募伐採 応募要項

【目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害し、倒れて流出したものは橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観 と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河川区域内の樹木について、樹木の伐採を希望する方(企業・団体・個人) を募り河川法第25条の規程に基づく伐採許可により、営利・非営利を問わず河川敷地 内樹木を伐採する取り組みを行っていくものです。

- 1. 募集期間:令和3年11月29日 ~ 令和3年12月13日
- 2. 伐採•採取場所

四万十市鍋島地先 四万十川左岸高水敷 (別添-1)

四万十市角崎地先 四万十川左岸高水敷(別添-2)

四万十市山路地先 四万十川右岸高水敷(別添-3)

※(別添-1~3)を参照して、現地確認のうえ希望箇所を選定して下さい。

3. 採取期間

令和4年1月4日から令和4年3月25日

4. 応募資格

応募者は個人・企業及び団体を対象とし、営利・非営利の目的を問いません。

ただし、応募資格は以下のいずれにも該当しない個人、団体、企業等であることとします。

- ①過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第70条 又は第71条の規程に該当するとして、指名停止等を受けている者。
- ③公募期間中において、会社再生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている 者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ④直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものと して国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑥その他、事務所長が応募不適当と判断する者。

5. 応募方法

①提出書類

所定の申し込み用紙(別紙 $-1\sim2$)に必要事項を記入のうえ以下の応募期間中に提出先までへ郵送(FAX、メール可)、又はご持参下さい。

<提出書類取得方法>

申し込み用紙は、中村河川国道事務所河川管理課で配布する他、中村河川国道事務所ホームページよりダウンロードできます。

【中村河川国道事務所ホームページ URL】http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/

②提出期間

令和3年11月29日(月) ~ 令和3年12月13日(月) (郵送の場合は令和3年12月13日の消印まで有効です。持参する場合は 9:00~17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)の間とします。E-メール 送信の場合はメールタイトルに「四万十川の樹木伐採応募」と明記して下さ い。)

③提出先・問い合わせ先

 \mp 7 8 7 - 0 0 1 5

四万十市右山2033-14

四国地方整備局 中村河川国道事務所 河川管理課 「公募伐採」担当

電話番号 0880-34-7309 (河川管理課直通)

FAX番号 0880-34-2674 (河川管理課直通)

Eーメール skr-nakama52@mlit.go.jp

6. 応募にあたっての留意事項

- ①感染症対策及び安全に留意して作業をおねがいします。
- ②伐採範囲の樹木は、応募者自ら伐採し、持ち帰って下さい。伐採樹木の枝・葉についても、できるだけ限りお持ち帰り下さい。
- ③樹木の伐採・搬出に要する労力・費用は、伐採者の負担となります。
- ④自損事故、又は第三者に損害を与えた場合は、伐採者の責任で対応して下さい。
- ⑤河川管理施設に損害を与えた場合は、河川管理者の指示に従って下さい。

7. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に審査を行い、参加資格があると判断した者を選定します。選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

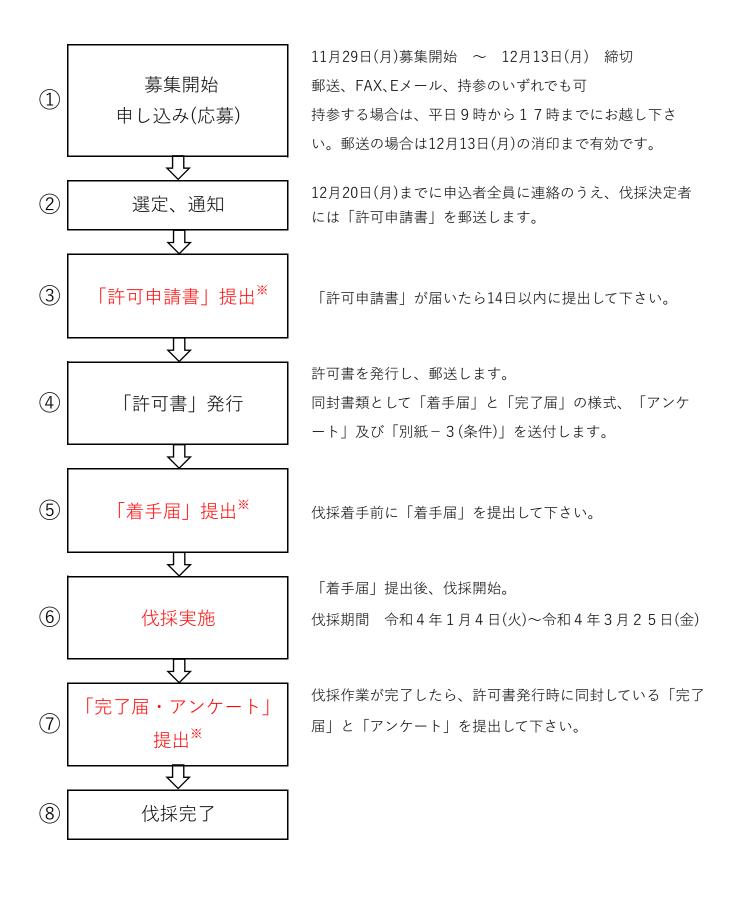
応募多数の場合は区画の割り当てを含めて、○○河川事務所が公平な抽選により決定するものとし、選定結果に対しての不服申し立ては受け付けない。

8. 選定結果の通知

令和3年12月20日(月)までに伐採者の選定結果を応募者全員に連絡します。

9. 募集開始から伐採完了までの手続き

(※赤字は伐採決定者が行う手続き)





区画平面図



国土地理院図(電子国土Web)をもとに作成









国土地理院図(電子国土Web)をもとに作成



国土地理院図(電子国土Web)をもとに作成









国土地理院図(電子国土Web)をもとに作成

区画平面図



国土地理院図(電子国土Web)をもとに作成



応 募 様 式

応募者 住所

Ŧ

令和	年	月	日
----	---	---	---

中村河川国道事務所長 殿

氏名	
令和3年11月29日付けで公募された、河川敷地内の樹木(対採に応募します。
記	
д	
1. 応募する区画	
第1希望 四万十川 区画番号 : (面	積m²)
第2希望 四万十川 区画番号 : (面	積m²)
第3希望 四万十川 区画番号 : (面	積m²)
2. 伐採木の使用目的	
以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。	
□ 薪ストーブ用□ その他の目的:	
3. 採取を希望する河川産出物の種類(例;樹木、竹、草等)	
:	

4. 現地の確認状況			
以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。			
□ 現地確認済み			
□ 現地未確認			
5. 採取の方法			
以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。(複数選択可)			
(伐採方法)立木を伐採して倒す			
□ チェンソーで伐採する。			
□ ノコギリで伐採する。			
□ その他の方法:			
(小割方法) 倒した木を、適度な大きさに小割する 			
□ チェンソーで小割する。			
□ ノコギリで小割する。			
□ その他の方法:			
(連級力伝) 小割した水を、軒・太仪・仪寺に任力りしてドブックに積み込み建械する □ 仕分け・積み込みは、人力で行う。			
□ 仕分け・積み込みには、機械 () を使用する。			
□ 運搬には、軽トラックを使用する。			
□ 運搬には、(t)トラックを使用する。			
□ その他の方法:			
(伐採順序) □ 通路脇から順次伐採を行う。			
□ その他の伐採順序			
(枝葉処理) 至生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。			
□ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。			
□ その他の処理:			

6. 採取の期間

	作業予定期間 : 月 日	\sim	月	日 (のうち	日間)	を予定。
7.	応募者の連絡先					
	連絡先(TEL)	:				
	緊急連絡先 (氏名)	:_				
	緊急連絡先(自宅または携帯電話)	:_				
	FAX番号(ある場合のみ記載する)	:_				
	メールアドレス(ある場合のみ記載する)	:_				
		_				
8.	公募伐採の応募資格について、該当箇所に	ニす~	ヾてチェック、	☑を記載。		
	過去3年間に河川法に基づく許可を受け	た者	のうち著しく	不誠実な行為のあ	った者~	ではない。
	公募期間中において、予算決算及び会計へ	令 (E	沼和22年勅令	令第165号) 第7	70条又	は第71
	条の規定に該当するとして、指名停止等	を受	けている者で	はない。		
	公募期間中において、会社更生法に基づき	更生	上手続開始の『	申立てがなされてい	いる者又	は民事再
	生法に基づき再生手続開始の申立てがな	され	ている者では	ない。		
	直近1年間の税を滞納している者ではない	ر ر _°				
	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を	支西	記する業者又に	はこれに準ずるもの	つとして	国土交通
	省発注工事等からの排除要請があり、当	該状	態が継続して	いる者ではない。		

以上

$\triangle \pm_{H}$	/ :		
令和	年	月	口

中村河川国道事務所長 殿

伐採者	(住所)
	(氏名)
	(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

 令和
 年
 月
 日
 ~
 平成
 年
 月
 日

 (作業時間)
 :
 ~
 :

【作業実施日】

【作業者氏名】

<遵守する事項>

【安全対策等】

(作業時服装)・作業時はヘルメット、チェンソー使用時は防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

(大雨・強風)・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

(資機材管理)・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

- ・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
- (隣接者調整)・トラックなど駐車する際は、他者の交通の支障とならないよう配慮する。
 - ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。

- ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と 調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応) ・ケガや事故発生時にすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。 (申請者以外の現場作業者も登録しておく)
 - 事故(ケガを含む)発生時には必ず出張所に連絡する。
- (法令遵守) ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路監理) ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
 - ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
 - ・作業箇所周辺には人がいるかを確認して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起 こらないようにする。
 - ・木や草に足を取られてケガをすることのない様に、足元の障害物を除去する。伐採箇 所が草で覆われている場合は、草刈りを先に行う。
 - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。
 - ※上記以外に安全管理に関する事項、その他伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上